

別海町議会会議録

第1号（平成25年6月18日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | 議案第49号 | 平成25年度別海町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議案第50号 | 平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第51号 | 平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第52号 | 平成25年度別海町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第53号 | 別海町職員の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第54号 | 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第55号 | 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第56号 | 別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第57号 | 別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第58号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第59号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第17 | 議案第60号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第18 | 議案第61号 | 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について |
| 日程第19 | 報告第4号 | 平成24年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 諸般の報告 |

- 日程第 5 町長行政報告及び提出案件の概要説明
- 日程第 6 議案第 49号 平成25年度別海町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 50号 平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 51号 平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 52号 平成25年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 53号 別海町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 54号 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 55号 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 56号 別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 57号 別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 58号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 日程第16 議案第 59号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 日程第17 議案第 60号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第18 議案第 61号 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第19 報告第 4号 平成24年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○出席議員（17名）

1番	木 嶋 悦 寛	2番	松 壽 孝 雄
3番	森 本 一 夫	4番	今 西 和 雄
5番	西 原 浩	6番	杳 澤 昌 廣
7番	小 林 敏 之	8番	安 部 政 博
9番	瀧 川 榮 子	10番	山 田 信
12番	松 原 政 勝	13番	戸 田 博 義
14番	戸 田 憲 悦	15番	中 村 忠 士
16番	佐 藤 初 雄	副議長	17番 安 田 輝 男
議長	18番 渡 邊 政 吉		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	真 籠 毅	代表監査委員	鈴 木 英 世
監 査 委 員	下川原 洋	教育委員長(代理)	木 村 江 里
選挙管理委員長	高 崎 好 藏	農業委員会会長	松 田 寅 義

総務部長	竹中仁	福祉部長	佐藤次春
産業振興部長	有田博喜	建設水道部長	小西健夫
教育部長	藤原繁光	監査委員事務局長	宮部正好
農委事務局長	佐々木勉	病院事務長	佐藤一彦
会計管理者	半田雅代	福祉部次長	佐藤英敏
福祉部次長	田保圭乙	産業振興部次長	佐藤則夫
産業振興部次長	竹内伸康	総務課長	佐藤告
総合政策課長	浦山吉人	財政課長	河嶋田鶴枝
総務課参事	金田秀幸	税務課長	宮越正人
町民課長	三戸俊人	福祉課長	佐藤英敏
特養建設準備室長	田保圭乙	農政課長	山崎茂
水産みどり課長	佐藤則夫	商工観光課長	大槻祐二
管理課長	小島実	上下水道課長	佐藤敏
学務課長	中谷隆弘	生涯学習課長	下地哲
図書館長	佐藤清美		

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉 主 幹 山田一志

○会議録署名議員

10番 山田信 12番 松原政勝
 13番 戸田博義

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びテレビカメラによる映像の撮影並びに音声の録音を許可しておりますので申し上げます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから、平成25年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

10番山田議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（戸田博義君） それでは、私のほうから議会運営委員会の報告をいたします。

5月30日、6月7日、13日の3回にわたりまして開催いたしました議会運営委員会で、本定例会にかかわる運営について協議いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で14件であります。提出された議案は、平成25年度補正予算4件、条例の制定が1件、条例の一部改正が4件、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更が1件、北海道市町村総合事務組合理約の変更が1件、辺地に係る公共的施設整備計画が1件、下水道終末処理場の建設工事委託に関する基本協定が1件、平成24年度一般会計繰越明許費計算書報告で1件であります。

これらの提出案件のすべてについて、委員会への付託は省略すべきものと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、木嶋悦寛議員、中村忠士議員、瀧川榮子議員の3名で、全員一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うこととしました。議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますよう、お願い申し上げます。

次に、請願、陳情等についてであります。

受理いたしました陳情に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員、委員会提出案件であります。

現在、予定されております議員委員会提出案件は2件であります。

1件目は、別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを私から、2件目は、平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を産業建設常任委員長から、それぞれ最終日に提案されることになっております。

次に、議員定数等調査特別委員会の設置であります。

この特別委員会は、議員定数や報酬及び議会広報・広聴委員会の常任委員会化、議会の活性化に資する事項について、審議することを目的といたしまして設置するものであります。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、6月18日から21日までの4日間とし、1日目は、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の後、提出議案の内容説明、質疑を行うことにしました。

2日目は休会とし、各常任委員会を行い、3日目は一般質問を行います。

4日目の最終日は、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、委員会提出案件等の内容説明・質疑、討論・採決などを行うことにしました。

なお、日程では休会日を設け、各常任委員会での議案調査等の時間が十分に確保できるよう配慮しています。各常任委員会の運営等につきましては、委員長初め議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、いわゆる反問権についてですが、議員の質問に対して論点、争点を明確にするためのものであります。質問、回答事項を十分精査し、より質の高い討論が期待されていることから、町長初め執行機関の職員、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月21日までの4日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 町長行政報告及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） 平成25年第2回の町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会にあたりまして、行政報告並びに提出議案の概要について御説明申し上げます。

最初に、矢白別演習場における沖縄県道104号線実弾射撃訓練分散実施にかかわる演習場外への着弾事故についてです。

11日の事故発生から、北海道防衛局長及び米海兵隊大隊長による町への報告がありました13日までの経過については、6月14日の全員協議会でも説明をさせていただいておりましたが、その後の経過について御報告をいたします。

14日も射撃訓練は中止されていましたが、同日、午後4時30分に北海道防衛局長が突然来庁されて、米軍との間で追加的な対策について検討した結果、前日に示した対策に加え安全管理要員を増員することと、指揮官みずから現場に赴いて安全管理の徹底を図ることで、15日から訓練を再開するとの意向が伝えられました。

町としては示されている対応では不十分であり、住民の安全を守るため、さらなる対応を矢白別演習場関係機関連絡会議で早急に協議し、申し入れることを検討しているところで、訓練再開は拙速であり、再開を撤回するよう要請したところでございます。

しかし、国の責任において再開を認めるので、よろしくお願ひしたいとする北海道防衛局と、訓練において事故が起きたことは事実であり、訓練再開は撤回すべきとする町側の意見は平行線のまま会談を終了いたしました。

町では、午後5時から矢白別演習場等に関する庁内連絡会議を急遽開催し、現場周辺における速やかな対応ができるよう、訓練期間中に職員を演習場周辺に現場待機させるなどの対応を決定しました。

また、周辺住民及び関係機関へ訓練再開の通知があったことを周知するとともに、新聞チラシとホームページで、この間の経過等を町民の皆さんにお知らせしたところでございます。さらに、翌日に本町で開催が決定した、矢白別演習場関係機関連絡会議の対応に入りました。

15日は、午前10時30分から矢白別演習場関係機関連絡会議を本町で開催し、北海道と関係4町で今後の対応を協議したところであります。

同会議では、一方的に訓練再開の意向が表明されたことは、きわめて遺憾であり、強く抗議すること、また、14日に示された追加的安全策を含め、再発防止策が確実に履行されるように、国の責任において万全の措置を講ずるよう強く求めることなどを決定し、会議後、荒川副知事及び4町の首長が現地対策本部へ赴き、申し入れを行いました。

このような経過により対応をしまいましたが、要請直後の午後1時18分に訓練が再開されたことは重ね重ね遺憾であり、沖縄県民の負担軽減のため訓練受け入れについて理解を示し、長い時間をかけて築き上げてきた地元住民との信頼関係を、ないがしろにするものだと言わざるを得ません。

現在、矢白別演習場関係機関連絡会議では国への直接の要請を行うべく、道を中心に調整を続けておりますが、国としての責任ある対応を求めてまいりたいと考えているところ

でございます。

今後の経過については、機会あるごとに議会及び町民の皆様に報告をしまいたいと考えております。

次に、産業の動向についてでございます。

酪農畜産の情勢で、町内の生乳生産は1月から4月末で15万9千トン、対前年比100.3%、販売額で140億9,400万円、対前年比106.9%と順調に推移しております。

作況は、5月の平均気温が平年よりやや低い状況で、デントコーンの播種作業が2日ほどおくれましたが、牧草はまもなく一番草の収穫が始まるところで、生育はほぼ平年並みのこととあります。

また、昨年来、数度にわたり家畜排せつ物が管理施設から流失し、一部河川に流入するという事故が発生したことは大変憂慮すべき事であると考えており、引き続き農協と対策を検討していくこととしております。

このような中、昨年、民間企業からバイオガスプラントの建設について町に対してお話があり、町といたしましては家畜排せつ物の適正な管理対策としても、非常に有効であると考え、去る4月26日にバイオマス産業都市構想書を農林水産省に提出いたしました。

全国から11自治体が応募し、その中で八つの自治体が農林水産省を初めとする1府6省の大臣名で認定を受け、本町も14日に江藤農林水産副大臣から認定書の交付を受けたところです。

これからは、別海町内の乳牛約11万頭の家畜排せつ物を原料として、メタン発酵技術による大規模バイオガスプラント事業を軸に、水産系、食品系廃棄物の総合的なバイオマス利活用の加速化が期待できます。

このように、再生可能エネルギーの創出のほか、河川や地下水の水質改善、酪農環境や臭気低減等を中心とした環境保全を図るため、民間企業がこれから設計、建設をし、来年11月の竣工へ向けて事業展開する予定ということです。町といたしましても、全面的に協力をしまいたいと考えております。

また、本構想は名前のおりバイオマスを活用し、新たな産業が生まれることを目的としており、本事業が町内で実施されることは経済の活性化、雇用の拡大はもとより、酪農環境の改善、農家負担の軽減につながるものと大いに期待をしているところでもあります。

水産業の状況ですが、今年の春季ホタテ漁は5月31日で終了しております。前年同期と比較して、漁獲数量で118%の1万9,393トン、金額では120%の40億8,900万円と計画を大きく上回る状況となっており、全魚種と比較しましても、6月5日現在漁獲量で113%、水揚げ金額でも116%となり、昨年同期と比べ、好調なスタートを切っております。

6月から準備が始まる太宗漁業の秋サケ漁、そして歳末期のホタテ漁にも大いに期待しているところであります。

エゾシカ駆除についてですが、本年度は6月2日までの春駆除で1,000頭を駆除することとしていたところ、5月23日までに目標頭数の1,000頭の駆除を完了しました。

しかし、草地等にまだ多くのエゾシカがいることを確認したため、猟友会と協議の上、追加で371頭を駆除したところです。

次に、商工業については、株価が上昇基調にあり景気が上向いているとの報道などがありますが、地方においては、原材料・燃料費の高騰などにより、厳しい経済状況が依然として続いております。

本町では、本年度もにぎわい商店街創造事業、起業家支援事業などを実施しておりますし、地域貢献中小企業支援事業、いわゆるエコ住宅支援事業の増改築に係る補助率を、本年度20%から40%に引き上げておりますので、町内業者の受注機会の向上など、循環型地域経済の活性化に結びつけていただきたいと思いますと考えております。

平成24年度の観光客の入り込み数についてでございますが、本町においては、前年比8.6%増の31万6,100人が訪れました。

ことし5月開催のジャンボホタテ・ホッキまつりは天候にも恵まれ、前年より1,000人多い4,000人が訪れ、今後のイベントにも期待を寄せているところです。

本町においては、地域外からの集客による外貨の獲得が重要であることから、ジャンボホタテバーガーを代表とする食観光をさらに推進するとともに、滞在型観光へ向け、より一層のPR活動や受け入れ体制の整備を行ってまいりたいと考えております。

次は、職員の給与についてであります。

国は、国家公務員の給与削減に関連して、地方自治体に対して国家公務員に準じた措置を講じるよう要請を行い、地方交付税の減額算定措置を行いました。

地方交付税を盾に取った今回の措置は、本町がこれまで取り組んできた行財政改革などの努力を軽視し、また、地方自治の原則に反する行為でもあることから、到底容認できるものではありません。

しかし、職員給与の削減を前提に交付税の減額が実施されることは避けられない事実であり、厳しい財政状況下において、実質的に減額される地方交付税を住民の皆さんに転嫁することはできないという判断に至りました。

職員の皆さんの生活や地域経済に与える影響などを考え、ぎりぎりまで対応を検討してまいりましたが、苦渋の選択として職員組合に対し給与削減提案を行い、協議を続けた結果、職員組合の理解をいただき、合意に至ったところでございます。

行政報告については、以上でございます。

次に、本定例会に提出いたしました議案について、概要を説明させていただきます。

議案第49号から議案第52号につきましては、平成25年度各会計補正予算でございます。

一般会計は、地域の元気臨時交付金にかかわる振替追加事業などにより、3億575万円を増額、このほか二つの特別会計と水道事業会計で増額補正を行うものです。

議案第53号は、別海町職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

行政報告でも経過を申し上げましたが、職員組合との合意内容に基づき、平成24年度のラスパイレース指数が国を上回る100分の4相当額について、月額給料の削減、加えて管理職員について5%の管理職手当削減を実施するものです。

議案第54号は、別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についてで、改築が完了した上春別保育園の設置位置について改正をするものです。

議案第55号、別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、入居者の資格に係る法律の一部に改正があったため、これにあわせて条例の一部を改正するものでございます。

議案第56号と議案第57号は、別海町総合スポーツセンター条例の一部と、別海町社

会体育施設設置条例の一部をそれぞれ改正する条例の制定についてです。

いずれも、指定管理者制度の導入を可能とするため条例の一部を改正するほか、施設の一部廃止や文言の整理を行おうとするものです。

議案第58号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてと、議案第59号の北海道市町村総合事務組合理約の変更については、いずれも組合の構成団体に追加が生じたことにより、それぞれの組合から規約変更の協議があったものです。

議案第60号は、辺地にかかわる公共施設の総合整備計画の策定についてでございます。

本議案は、本別海など四つの辺地にかかわる整備計画が平成24年度までの計画期間を終えたことと、豊原辺地で新たに整備対象となる施設が生じたことから、計5地区について、平成25年度から5年間の整備計画を新たに策定するものです。

議案第61号は、別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結についてでございます。

本議案は、建設工事に伴う委託に関する基本協定を締結するに当たり、委託金額が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

報告第4号は、平成24年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成25年度に繰り越した14事業の繰越計算書を調整したので、報告するものでございます。

以上、本定例会に提出した議案等の概要について説明をさせていただきました。

御審議の上、御決定を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

提出されております日程第6 議案第49号から日程第18 議案第61号までの13件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第49号から日程第18 議案第61号までの13件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第49号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 議案第49号平成25年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第49号の内容を説明いたします。

別冊の平成25年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

平成25年度別海町一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億575万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,650万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正。

地方債の追加、変更、廃止は、第2表地方債補正による。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

12款分担金及び負担金、1項で55万円の減。

14款国庫支出金、1項と2項で2億4,071万8,000円の増。

15款道支出金、1項から3項で415万円の減。

17款寄附金、1項で30万円の増。

18款繰入金、1項で1億3,165万円の増。

20款諸収入、5項で1,478万2,000円の増。

21款町債、1項で7,700万円の減。

歳入合計で3億575万円を追加し、歳入予算の総額を151億3,650万円とするものです。

次に3ページ、歳出です。

2款総務費、1項と2項で7,275万円の増。

3款民生費、1項と2項で105万9,000円の減。

4款衛生費、2項で2,100万円の増。

6款農林水産業費、1項と4項で6,417万6,000円の増。

7款商工費、1項で1,233万5,000円の増。

8款土木費、2項と3項で2,106万8,000円の増。

10款教育費、1項から6項まで合わせまして1億1,548万円の増。

歳出合計で3億575万円を追加し、歳出予算の総額を151億3,650万円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正です。

今回の補正は追加と変更、廃止をするものです。

追加は2件で、起債の目的は、まず富岡南地区基盤整備事業で補助採択となり追加するもので、限度額は2,270万円。

次の特定間伐等促進対策事業は、引き続き地方債特例措置が講じられ、追加するもので、限度額は1,280万円。

起債の方法は普通貸借または証券発行、利率3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法、公的資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができる。

次に変更は3件で、起債の目的は水産物供給基盤整備事業、この事業の一部が、地元負担金が発生しない事業として歳出採択されたため40万円を減額し、補正後の限度額を420万円。

根室中部3号幹線改良舗装事業は、社会資本整備道路交付金の減額により1,850万

円を減額し、補正後の限度額を2,330万円。

根室中部3号主要幹線外1改良舗装事業は、防衛施設周辺道路整備事業の補助増により100万円を増額し、補正後の限度額を1,110万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので説明を省略させていただきます。

続いて5ページ、廃止は5件で、中西別福祉館改築事業が地域の元気臨時交付金へ組みかえたことにより廃止。

泉川3号線地区農道整備事業及び根室中部32号幹線地区農道整備事業は、道営農道整備事業不採択による廃止。

中春別小学校改修事業及び全天候型トラック整備事業は、地域の元気臨時交付金への組みかえにより廃止して、限度額の合計で9,460万円を廃止するものです。

これらの追加、変更、廃止により、合計では10億9,660万円から7,700万円を減額し、補正後の限度額を10億1,960万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内訳について御説明いたしますが、1の総括は省略し、2の歳入から説明させていただきます。

9ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で御説明いたします。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金55万円の減は、水産基盤整備事業負担金の減です。

次に、10ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金72万8,000円の減は、国民健康保険支援保険料負担金の減。

2項1目総務費国庫補助金2億2,500万円の増は、本目新設で地域の元気臨時交付金充当事業分の追加となります。

4目農林水産業費国庫補助金4,826万5,000円の増は、農山漁村活性化交付金基盤整備促進事業補助金の増などです。

5目土木費国庫補助金3,181万9,000円の減は、社会資本整備総合交付金道路分の減が主なものです。

11ページ、15款道支出金、1項1目民生費負担金513万1,000円の減は、国民健康保険軽減保険料負担金の減などです。

2項4目農林水産業費補助金4万1,000円の増は、草地植生改善地域密着モデル事業採択によるものです。

6目教育費補助金80万円の増は、本目新設で町指定文化財保存事業が、北方領土隣接地域振興等補助として採択による増です。

3項5目教育費委託金14万円の増は、中1ギャップ問題未然防止事業委託金の増です。

次に12ページ、17款寄附金、1項2目総務費寄附金20万円の増は、財産管理費の寄附金で本目新設となるものです。

3目教育費寄附金10万円の増は、こちらも本目新設で中央公民館の改築のための寄附金です。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1億3,165万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰り入れを行うものです。

財政調整基金は、今回の補正による繰り入れ及び平成24年度予算で予定していた4,240万円の繰り入れを行わずに済んだことから、予算上の残高は19億570万7,000円となります。

13ページ、20款諸収入、5項5目雑入1,478万2,000円の増は、スポーツ振興宝くじ助成金です。

次に14ページ、21款町債、1項1目総務債1,200万円の減は、事業に地域の元氣臨時交付金を充当し、財源組みかえによる減です。

3目農林水産業債110万円の増。

4目土木債1,750万円の減は、いずれも事業費変更に伴う増減です。

0目教育債4,860万円の減は、地域の元氣臨時交付金充当による減で、廃目となります。

以上で、歳入を終わります。

次に歳出で、15ページをお開きください。

3、歳出です。

2款総務費、1項1目一般管理費1万円の増は、記念誌作成補助です。

5目財産管理費2,381万6,000円の増は、町有施設解体撤去事業、地域会館等整備事業の追加によるものが主なものとなります。

16ページをお開きください。

中段、6目企画費1,440万円の増は、省エネ防犯灯整備事業の追加です。

8目車両管理費24万円の増、13目特定防衛施設周辺整備費3,404万1,000円の増は、調整交付金事業のし尿収集車更新が主なものとなります。

17ページ下段で、2項2目賦課徴収費24万3,000円の増は、負担金の確定によるものです。

18ページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費784万8,000円の減は、国民健康保険特別会計繰出金の減。

2目老人福祉費185万7,000円の増は、新特別養護老人ホームで必要となるユニットリーダー育成のための経費の増です。

2項3目児童福祉施設費415万7,000円の増は、児童遊園地遊具新設・補修の増となります。

4目保育園費61万5,000円の増は、常設保育園の整備でゼロ歳児用保育室整備のため、器具費等の増を行うものです。

5目へき地保育園費16万円の増は、廃止されたへき地保育園の使用不可遊具の撤去費です。

20ページをお開きください。

4款衛生費、2項5目し尿処理場費2,100万円の増は、し尿処理場施設補修を増するものです。

次に21ページ、6款農林水産業費、1項2目農業総務費50万円の増は、農村広場排水口などの補修。

3目農業振興費188万1,000円の増は、菊と緑の会30周年記念行事開催補助などです。

5目育成牧場費1,395万円の増は、町営育成牧場たい肥舎建設費の増です。

6目農地費5,150万円の増は、基盤整備促進事業の新規採択による増です。

22ページをお開きください。

8目農道整備事業費3,400万円の減は、補助減に伴う工事費の減。

4項2目水産業振興費3,034万5,000円の増は、根室管内サケ・マス増殖事業協会が行う本別ふ化場改修や野付漁業協同組合が購入する専用タンクに対する補助を行うものです。

23ページ、7款商工費、1項1目商工業振興費36万4,000円の増は、中小企業振興審議会にかかる経費が主なものです。

2目観光費1,197万1,000円の増は、野付半島ネイチャーセンターの外壁・屋根補修が主なものとなります。

25ページをお開きください。

8款土木費、2項2目道路維持費5,000万円の増は、町道維持補修7路線を追加するものです。

3目道路新設改良費5,300万円の減は、社会資本整備道路交付金事業の減。

4目防衛施設周辺道路整備事業費375万8,000円の増は、補助採択増によるものです。

3項下水道費、1目下水道費2,031万円の増は、下水道事業特別会計繰出金の増です。

続いて、27ページをお開きください。

10款教育費、1項3目教育指導費14万円の増は、中1ギャップ問題未然防止事業の実施による増。

2項1目学校管理費2,139万6,000円の増は、小学校教員住宅外部改修4戸の追加及び特別支援学級介護員の賃金です。

28ページをお開きください。

3項1目学校管理費1,260万円の増は、中学校教員住宅外部改修3戸の追加。

4目学校建設費260万円の増は、本年度繰越事業で行う、中春別中学校建物耐震改修工事に伴う敷地造成を行うものです。

5項1目社会教育総務費4,027万5,000円の増は、少年会館解体撤去工事の追加などです。

29ページ、5目中央公民館費134万7,000円の増は、地下重油タンクが消防法の規定による基準に適合しなくなったことから、地上タンク設置費が主なものです。

8目図書館費554万6,000円の増は、人事配置による嘱託員賃金の増です。

30ページに行きまして、6項1目保健体育総務費2,341万1,000円の増は、西春別温水プールのプールフロアの購入、尾岱沼温水プール屋根下地補修、床丹ファミリースポーツハウス外壁の補修の追加です。

2目学校給食費73万5,000円の増は、中央公民館と同様な理由から、地上重油タンクを設置するものです。

4目総合スポーツセンター費743万円の増は、町民体育館玄関ポーチ改修や券売機を購入するものです。

以上で、議案第49号の一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第7 議案第50号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第50号平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第50号の内容説明をいたします。

初めに、本補正の概要について申し上げます。

国民健康保険特別会計の当初予算は、国民健康保険税算出の基礎となる前年所得が未確定のため骨格予算として編成しておりましたので、本補正予算において、各種負担金の決定通知並びに平成24年度所得の確定による精査を行い、補正するものでございます。

それでは、別冊の平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,640万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

まず、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

1款国民健康保険税、1項で1,606万5,000円の増。

3款療養給付費等交付金、1項で65万8,000円の増。

7款繰入金、1項で784万8,000円の減。

9款諸収入、3項で652万5,000円の増。

歳入合計で1,540万円を増額し、補正後の歳入の予算額を24億8,640万円とするものでございます。

次に、3ページの歳出です。

1款総務費、1項と2項で15万8,000円の減。

5款老人保健拠出金、1項で5,000円の減。

6款介護納付金、1項で656万3,000円の増。

10款予備費、1項で900万円の増。

歳出合計で1,540万円を増額し、補正後の歳出の予算額を24億8,640万円とするものでございます。

次の事項別明細書、1の総括については省略させていただきまして、7ページ、2の歳入から御説明いたします。

7ページをお開き願います。

2の歳入です。

目の欄で御説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 1,694 万 8,000 円の増。2 目退職被保険者等国民健康保険税 88 万 3,000 円の減。いずれも平成 24 年度分の所得確定をもとに、当初予算どおり 95%として収納率を試算した結果、それぞれ増減するものでございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 65 万 8,000 円の増。これは、社会保険診療報酬支払基金からの概算決定通知による増額です。

次に、8 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 784 万 8,000 円の減。これは、今回の補正において国民健康保険税の試算を行った結果に基づく、国保税の軽減等にかかわるで繰入分等の減額でございます。

9 款諸収入、3 項 5 目歳入欠かん補てん収入 652 万 5,000 円の増。これは、今回の補正で歳入歳出で差額が生じたことから、歳入欠かん補てん収入を増額するものでございます。

歳入欠かん補てん収入については、平成 25 年度当初予算において、歳出に対して歳入の不足が見込まれる分として 9,971 万円を計上しておりましたが、今回の 6 月補正において 652 万 5,000 円を新たに増額し、現在での財源不足分としての補てん収入の額は 1 億 623 万 5,000 円とするものです。

以上で、歳入を終わります。

9 ページをお開きください。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 8 万 5,000 円の増は、国保保険者ネットワーク負担金の確定に伴う 10 万 4,000 円の減額と、平成 25 年度税制改正についてのシステム対応として、北海道自治体システム協議会負担金 18 万 9,000 円の増によるものです。

2 項 1 目賦課徴収費 24 万 3,000 円の減は、釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金の確定によるものです。

5 款老人保健拠出金、1 項 1 目老人保健事務費拠出金 5,000 円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの納付通知確定により減額するものであります。

次に、10 ページをお開きください。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 656 万 3,000 円の増。これにつきましても、社会保険診療報酬支払基金からの納付通知確定により増額するものであります。

10 款予備費、1 項 1 目予備費 900 万円の増。これは急激な医療費の伸びなど、不測の事態に対処するための増額でございます。

以上で、議案第 50 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 50 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで 10 分間休憩いたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第51号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 議案第51号平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第51号の内容説明をいたします。

別冊の平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,840万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の補正。

継続費の変更は、第2表 継続費補正による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

4款繰入金、1項で2,031万円の増。

6款諸収入、2項で1,289万円の増。

歳入合計で3,320万円を増額し、歳入予算の総額を5億9,840万円とするものです。

次に、歳出です。

3款集落排水施設費、1項で3,320万円の増。

歳出合計で3,320万円を増額し、歳出予算の総額を5億9,840万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

第2表、継続費補正。

変更です。

1款下水道施設費、1項、事業名、特定環境保全公共下水道事業、総額9,200万円、年割額、平成25年度3,400万円、平成26年度5,800万円を、総額1億1,200万円、年割額、平成25年度3,400万円、平成26年度7,800万円とするものです。

平成26年度に増額予定の2,000万円につきましては、電気設備から発生する高調波の対策を実施する計画であります。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、総括は省略させていただき、歳出から御説明させていただきます。

9ページをお開きください。

3、歳出です。

3款集落排水施設費、1項3目施設整備費3,320万円の増。

これにつきましては、主要道道根室中標津線中春別橋架換工事に伴い、排水施設の移転工事費の増額によるものです。

次に、7ページにお戻りください。

2、歳入です。

4款繰入金、1項1目繰入金2,031万円の増。歳出の施設整備費の増額補正に伴い、一般会計繰入金を増額補正するものです。

6款諸収入、2項1目雑入1,289万円の増。歳出、施設整備費の増額補正に伴い、移転補償費を増額補正するものです。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第51号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第9 議案第48号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 議案第52号平成25年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第52号の内容説明をいたします。

別冊の平成25年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

平成25年度別海町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出です。

1款水道事業費用は、2項営業外費用で132万4,000円を減額し、5億197万1,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億6,711万3,000円は、減債積立金1億3,396万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,081万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2億2,233万2,000円で補てんするものとする。

収入です。

1款資本的収入は、1項工事負担金で488万円を増額し、1,435万円とするものです。

次に、支出です。

1 款資本的支出は、1 項建設改良費で2,780万円を増額し、3億8,146万3,000円とするものです。

2 ページの、平成25年度別海町水道事業会計補正予算実施計画は省略させていただきます。

6 ページをお開きください。

平成25年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

款項につきましては御説明申し上げましたので、目で説明させていただきます。

さきに、中段の資本的収入及び支出から御説明いたします。

資本的収入及び支出の収入です。

1 款資本的収入、1 項1 目工事負担金488万円の増。これは、中春別橋架け換えにかかわる配水管移設工事の負担金増額分です。

次に、支出です。

1 款資本的支出、1 項2 目施設費2,780万円の増。これにつきましては、中春別橋架け換えにかかわる配水管移設工事費の増額分でございます。

次に、上段の収益的収入及び支出の支出です。

1 款水道事業費用、2 項3 目消費税及び地方消費税132万4,000円の減。これにつきましては、配水管移設工事費増額に伴う消費税及び地方消費税の減額分です。

戻りまして、3 ページをお開きください。

平成25年度別海町水道事業会計資金計画です。

最初に、受入資金です。

1、前年度繰越金で1,370万7,000円の増。

2、営業収益で141万7,000円の減。

4、工事負担金で488万円の増。

5、過年度未収金で568万円の増。

合計いたしまして2,285万円を増額し、受入資金を36億3,083万8,000円とするものです。

次に、支払資金です。

2、営業外費用で144万9,000円の増。

3、建設改良費で2,780万円の増。

5、過年度未払金で21万1,000円の増。

合計いたしまして2,946万円を増額し、支払資金を7億3,478万5,000円とするものです。

これを差し引きで661万円を減額し、28億9,605万3,000円とするものです。この金額が、年度末の現金預金の予定額となっております。

次に、4 ページに移ります。

平成25年度別海町水道事業予定損益計算書です。

1 番下の行をごらんください。

当年度純利益が2億199万8,000円となる予定でございます。

5 ページの平成25年度水道事業予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第52号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第52号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第10 議案第53号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第53号別海町職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議案第53号の内容説明をいたします。

議案第53号別海町職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

初めに、このたび職員給与の削減を行おうとする背景でございますが、国では厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から、一層の歳出削減が不可欠であるとして国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を平成24年4月に施行いたしました。

また、地方公共団体は本年1月の閣議決定に伴い、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっているとして、総務省から速やかに国に準じた必要な措置を講ずるよう要請を受けたところでございます。

内容としては、遅くとも本年7月からの施行に向けて条例改正を行うものとして具体的な取り組みの目安が示され、また給与削減を前提とし、国は地方交付税の削減を決定したところでございます。

そこで本町では、この要請により、平成24年度における給与削減措置中の国家公務員給与を基準として、本町の職員給与のラスパイレス指数が国を上回る100分の4の相当額について給料月額削減を行うものとし、あわせて管理職手当の5パーセント削減を行おうとするものです。

それでは、議案書の5ページをお開きください。

議案の朗読は省略いたしますが、条例案に沿って具体的な給与の削減内容について御説明いたします。

なお条例案につきましては、削減額の算定方法と削減額を減じた後の支給額について規定しておりますが、説明の内容は削減する額についての説明とさせていただきます。

第1条で給与の額の特例ですが、第1項で削減を行う期間を特例期間といたしまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間としております。

対象となる職員は、別海町職員の給与に関する条例、第3条第1項第1号から第4号までに規定する給料表の適用を受ける職員、及び別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1号の職員で、嘱託職員・臨時職員などは対象となりません。

削減額は、おのおのの職員の給料月額に支給減額率を乗じて得た額となります。

6ページ上段の表が、支給減額率を一覧とした表でございます。

内容ですが、給料表（1）では、職務の級2級以下が100分の2.45、3級から6級までが100分の3.98。

給料表（2）では、1級から3級まで100分の2.45。

給与表（３）では、２級以下が１００分の２．４５、３級から５級までが１００分の３．９８。

給料表（４）では、２級以下が１００分の２．４５、３級から６級までが１００分の３．９８です。

なお、この減額によりまして、平成２５年度のラスパイレス指数の確定値は１１月となる予定ですので、平成２４年度の実績値をもとに、この削減率で計算をいたしまして、指数はちょうど１００となるものでございます。

続いて、第２項は特例期間における手当と休職者給与の減額を規定いたしております。

第１号の管理職手当の削減額は、当該職員の管理職手当の月額に１００分の５を乗じた額。

次に、第２号では特地勤務手当の削減額。これは、当該職員の特地勤務手当の月額に当該職員の上表にあります支給減額率を乗じた額。

第３号の地域手当の削減額も、当該職員の地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じた額となります。

第４号につきましては、休職者にかかわるものでございまして、休職者の種別に応じて、前項及び前各号の規定を適用するという内容のものでございます。

６ページの１番下の行になりますが、第３項、特例期間における給与条例第１０条から第１３条までに規定する、勤務１時間当たりの給与額に対する削減額。

これは、給与条例第１４条の規定により算出した給与に、当該職員の支給減額率を乗じて得た額とするものです。

なお、ここで言うております給与条例第１０条から第１３条までに何が規定されているかといいますと、第１０条とは勤務しない１時間についての給与の減額、給与を減額する額。

第１１条とは１時間当たりの時間外勤務手当。

第１２条は１時間当たりの休日勤務手当。

第１３条は１時間当たりの夜間勤務手当。

第１４条は、これらの算出方法について規定をしているものでございます。

第２条ですが、部分休業している職員の給与の額の特例については、育児休業等に関する条例第２０条の規定の適用を受ける際に、同条中の給与条例第１０条を本条例の第１条第３項というふう読みかえをするという内容でございまして。

また、第３条の介護休暇をしている職員の給与の額の特例についてでございますが、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第１５条第３項の規定により、介護休暇を取得する際、同項中の同条第１４条を本条例の第８条第３項に読みかえをするというものでございます。

第４条は計算上の端数計算について規定しておりますが、この条例の規定により、給与の支給に当たって減ることとされる額を算定する場合、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとするというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成２５年７月１日から施行するというものでございます。

御審議の上、御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第５３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番(中村忠士君) この規定が仮に通ったとすると該当する職員の数と、それから減額される給与の総額がどの程度になるか、お知らせください。

○議長(渡邊政吉君) 総務部長。

○総務部長(竹中 仁君) 該当する職員の数ということでございますが、全職員425名から医師を除いた全職員が対象となるものでございます。

また、減額される額ということですが、試算数値となりますが管理職手当5パーセントを加えまして、総額4,120万円という試算をいたしているところでございます。以上です。

○議長(渡邊政吉君) 中村議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

はい、5番西原議員。

○5番(西原 浩君) 説明の中で、地方交付税の減額があったということなのですが、町長からもあったのですけれども、どの程度といたしますか、どのような金額だったのか、その地方交付税の減額金額についてお聞きします。

○議長(渡邊政吉君) 総務部長。

○総務部長(竹中 仁君) 地方交付税につきましては、毎年7月が本算定となりますので、今現在、まだ確定数値を計算できる状況にはございませんが、入手できている情報・数値等を用いて、あくまでも試算上の数値でございますが、給与費として減額算定される額が約7,200万円。

なお、これまでの各自治体の職員数の行財政改革に伴う給与削減措置、または職員数の削減を考慮して算定される地方の元算定分というのが、今回、新たに平成25年度発生するのですけれども、これが係数等がまだはっきりしておりませんが、用いられる計算上の係数を1として計算したときに、算定される費用が3,800万円程度になるのではないかと予想をしておりますので、今現在で増減額を言いますと3,300万円から3,400万ぐらいの減額になるという試算をしているところでございます。

○議長(渡邊政吉君) 西原議員よろしいですか。

はい、西原議員。

○5番(西原 浩君) ちょっと数字がいろいろあるということなので、また確定したときにお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長(渡邊政吉君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第11 議案第54号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第11 議案第54号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長(佐藤英敏君) それでは、議案第54号別海町立へき地保育園条例の一

部を改正する条例の制定について、内容を説明します。

本件につきましては、本年2月から供用を開始しております、上春別へき地保育園の新園舎の位置を整理するものです。

改正内容は、議案資料で説明します。

資料の1ページです。

改正前の第2条の表中、上春別へき地保育園の位置、別海町上春別南町71番地を、別海町上春別南町102番地に変更するものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成25年2月1日から適用するというものです。

以上、議案第54号の内容説明とします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第12 議案第55号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第12 議案第55号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小島 実君） 議案第55号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案の9ページをお開きください。

本案につきましては、平成25年5月10日福島の復興及び再生を一層推進することを目的として、福島復興再生特別措置法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案の朗読については省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料2ページをお開きください。

別海町営住宅条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であります。左側の改正条文により説明させていただきます。

第6条、入居者の資格。

第3項中2行目の福島復興再生特別措置法でございますが、福島の復興及び再生を加速するための措置として、長期避難者の生活拠点の形成、公共インフラの復興・再生、企業立地のさらなる促進を図るための条文が追加されたことに伴い、第20条を29条に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成25年5月10日から適用するものであります。

以上で、議案第55号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第56号から日程第14 議案第57号まで

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第13 議案第56号別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14 議案第57号別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(下地 哲君) 議案第56号別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、並びに、議案第57号別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明します。

議案書10ページ、並びに17ページであります。

別海町総合スポーツセンター施設としては、町民体育館や町民温水プールを初め、別海市街地に13施設が設置されています。

また、別海町社会体育施設としては、地域に設置されております西春別温水プールや西春別体育館、西春別パークゴルフ場、尾岱沼温水プールや尾岱沼パークゴルフ場など、町内各地域に全施設で23施設が設置されております。

このたび、これら体育施設について、指定管理者制度の導入ができる施設とするため、条例の一部を改正する。さらに、社会体育施設設置条例においては一部施設の廃止をするため、条例から削除するものです。

また、両条例を改正することから、条例の整合性を図るために条例の構成順序並びに文言等を整理するものであります。

では、議案書の朗読は省略させていただき、改正部分につきまして別冊の議案資料で説明させていただきます。

資料3ページをお開き願います。

初めに、別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

左側が改正後、右側が改正前となります。

3ページ、第1条、見出しを設置から目的に改めます。

同じく3ページ、第7条、見出しを使用の承認から使用の許可に改めます。

また、第7条の文言を整理し、第3条各号に掲げるスポーツセンターに置く施設(以下、施設等という。)を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならないと改め、ただし書きを削り、三つの項を加えます。

同条2項として、許可の条件を付すことができること。

3項として、転貸の禁止。

4項として、不許可する場合の該当事項の三つの項を加えます。

また、4ページ中段改正後条例に、使用許可の中止または取り消しできる規定の第8条を新たに加えます。

第8条、使用取り消し等。教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、使用の許可を中止し、または取り消しすることができる。

1号、管理運営上支障があると認めたとき。

2号、この条例に違反したとき。

3号、その他不適当と認めたとき。

4 ページ下段、改正前、第8条使用料。1項2項の文言を整理し、9条と条を改め、5 ページ上段、既納の使用料は、還付しない規定の第3項を加えます。

5 ページ、改正前、第9条、見出しを特別設備の承認から特別設備の許可に改め、1項の文言を整理し、第10条と条を改めます。

5 ページ、改正前、第10条、見出しを損害の賠償から損害賠償に改め、第11条と条を改め、1項を次のように改めます。

第11条、教育委員会は使用者が故意または重大な過失により、建物もしくは、その他物件を毀損または滅失したときは、その損害額の一部または全部を賠償させることができる。

5 ページ下段、改正後、第11条の次に使用後または使用の取り消しを命じられたときに、現状に戻して返還する原状回復の規定第12条を新たに加えます。

第12条、現状回復。使用者はその使用を終わったとき、または使用の取り消しを命じられたときは、直ちに現状に復して返還しなければならない。

資料6 ページ、第13条からは指定管理に係る条項を追加しております。

第13条では、指定管理者による管理等で、指定管理者に総合スポーツセンター施設等の管理を行わせることができること。また、指定の手續に関する事などの規定をしております。

6 ページ下段から7 ページにかけて、第14条では利用料金の収受、その額の決定方法、利用料金の減免及び還付について規定しております。

7 ページ下段から8 ページ上段にかけて、第15条においては、指定管理者が行う業務について、その内容を規定しております。

8 ページ中段、第16条では、指定管理者が特別な設備を設ける場合の許可について規定しております。

8 ページ下段、規則への委任については、条の追加に伴いまして、改正前の第11条を繰り下げ、17条としたものであります。

また、別表第8条関係を今回の規定追加により、第9条関係と改めております。

9 ページから16 ページの別表でございますが、使用料金は改正しておりませんが、使用料を徴収する上での留意事項で各施設整合性を持たせるために、一部事項を加えております。

まず、9 ページから11 ページ、町民体育館の使用においては、10 ページの下段、2項として、利用券の有効期限について加えております。

次に、13 ページです。

町営テニスコートの表においては、留意事項がないことから、1項として使用の時間区分、2項として利用券の有効期限、3項として個人使用料、4項として専用使用料についてを加えております。

次に、15 ページです。

町民ファミリースポーツハウスの表においては、1項として使用の時間区分について触れております。

16 ページ、改正附則といたしまして、第1項として、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

第2項として、経過措置。指定管理者にスポーツセンターの管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に別海町スポーツセンター条例の規定により、町長もしくは教育委員会がした許可その他の行為、または町長もしくは教育委員会に対して出された申請その他の行為、(同日以後の使用に係るものに限る。)は、同条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為、または指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなすとするものでございます。

引き続き、議案第57号別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

では、議案書の朗読は省略させていただき、改正部分につきまして、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料17ページをお開きください。

別海町社会体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

左が改正後、右が改正前です。

17 ページ、第2条の表中、尾岱沼野球場及び尾岱沼庭球場を削除いたします。

昭和57年度に建設されました、尾岱沼野球場及び庭球場については、長期にわたり使用されておらず、当施設の廃止について、昨年地元尾岱沼連合町内会の同意が得られましたので、条例より削除するものです。

17 ページ、第4条、使用料に関する規定でございますが、総合スポーツセンター条例との構成の整合性を図るために、第4条を削り、使用料に関する条例は別に第6条で定めることといたします。

同じく18 ページ、第5条、使用期間を削り、使用期間に関する規定は教育委員会規則に委任し、規則で使用期間に関する規定を設けます。

次に、19 ページです。

改正前、第6条、使用の許可。第1項中、施設の前に第2条の表に掲げるを加え、第2項を削り、同条に総合スポーツセンター条例と同様に、第2項として許可の条件を付すことができること、3項として転貸の禁止、4項として不許可する場合の該当要件の3項を加え、条を改め、第4条とします。

なお、改正前、第2項を削除したのは、プール等施設を小・中学生が個人で利用する場合も多く、この規定については、利用の決まり等で詳細に決められていることから削除いたしました。

次に、20 ページ。

改正前、第7条の句読点を整理し、条を5条と改め、第1項第1号中、管理上を管理運営上と改めます。

同じく20 ページ、改正後、第5条の次に6条として、先ほど削除いたしました改正前、第4条に関する条項に、使用料不還付の第3項、既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その一部または全部を還付することができるを加えた中で新たに設け、さらに、21 ページ上段、使用に当たり特別な設備を設置する場合の許可に関する条項、第7条を新たに加えます。

21 ページ中段、第8条、見出しを使用者の賠償責任から損害賠償と改め、1項を改めます。

第8条、教育委員会は使用者が故意または重大な過失により、建物またはその他の物件を毀損または滅失したときは、その損害額の一部または全部を賠償させることができる。

21ページ下段、改正前、第9条、転貸の禁止に関する規定及び22ページ上段、第10条、使用料の不還付に関します規定は、19ページ、改正後の第4条第3項、20ページ、第6条第3項で定めておりますので削除いたします。

22ページ、第11条を第9条と条を改めます。

同ページ、第10条からは指定管理に係る条項を追加しております。

22ページ下段から23ページ中段まで、第10条では、指定管理者による管理等で、指定管理者に社会体育施設の管理を行わせることできること、また、指定の手續に関する事などの規定をしております。

23ページ中段から24ページ下段まで、第11条では、利用料金の收受、その額の決定方法、料金の減免及び還付について規定しております。

24ページ下段から25ページ中段にかけて、第12条では指定管理者が行う業務について、その内容を規定しております。

25ページ中段、第13条では指定管理者が特別な設備を設ける場合の許可について規定しています。

25ページ下段、規則への委任については、条の追加に伴いまして、改正前の12条を繰り下げ、14条としたものでございます。

また、別表第4条関係を今回の規定追加により、第6条関係と改めております。

26ページから30ページの別表でございしますが、使用料は改定しておりませんが、尾岱沼野球場を削除したことに伴い別表から削除しており、また、総合スポーツセンター条例と同様に使用料を徴収する上での留意事項で、各施設整合性を持たせるために一部事項を加えております。

まず、26ページから27ページにかけての西春別体育館の表中、27ページ、1項として使用時間のことについて加えております。

28ページから29ページにかけての西春別ファミリースポーツハウスの表中、29ページ上段ですが、1項として使用の時間区分について加えております。

30ページ上段、改正前、西春別・尾岱沼野球場を西春別野球場と改めております。

31ページ、改正附則といたしまして、第1項、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

第2項として、経過措置。総合スポーツセンター条例と同様な経過措置を設けております。

以上で、議案第56号並びに57号の内容説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第56号、議案第57号の2件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 先日の全員協議会の場でも質問をさせていただきましたけども、そこで触れなかった問題について、若干、質問をしたいと思います。

一つは、こういうふうにしてスポーツ施設、体育施設についての指定管理者制度を導入していくという方向であります。この方向性の延長線上として、町側としては、どうふうにかえておられるのか。

予測するには、あるいは町長のこれまでのいろいろなお話の中で、将来的には公民館や児童館、図書館や病院・診療所を含めて、今、私具体例を言いましたけども、そんな該当するものもあるかもしれないし、しないものもあるかもしれませんが、次々に指定管理者の導入というものが図られるのではないだろうか、この間のお話をお聞きしているとですね。

なので、この際、その方向性について、町側の考え方をお聞きしたいなというのが1点なのです。

それから2点目ですが、この間方向性を考える上でも、これまでの指定管理者導入以降の状況について、きちんと検証すべきだというお話をさせていただきました。

それについては、契約の更新といいますか、そういう中でいろいろ審議もされてきて、個々の状況については、検証はやっているのだというお答えでしたけれども、具体的に、その検証がどうされているかということで、例えば安定した雇用はふえたのか、何人ふえたのか、そういうようなことについて、ちゃんと検証がされているかということですね。

それから、サービスが向上するというふうに言われていたけども、サービスは向上したか。とりわけその事業が、指定管理者の自主的な独自の創意あふれる事業というものが、どのぐらいふえたのかと。そうお聞きをすれば、そのお答えが出てくるのかどうかということ。

そういう点まで、きちんと検証しているのかということ、きょうはお聞きしたいと思います。

それから3点目なのですが、民に任せるとサービスが向上するというふうに、ずっと説明されてきましたよね。これ私、ひとつ解せないのです。というのは、民に任せるとサービスが向上するという、その裏返しとしては官、つまり役場のサービスは悪いと言いますか、低いということを行っているのかなと。裏返しとしては、そういうことになりませんよね。

民に任せればサービスが向上する、官だとサービスが向上しないのだという言い方になるのかなというふうに思うのですが、それがどうも解せないのです。

仮に、官のサービスが向上しないということであれば、その原因を追求しているのか。それから、その改善の努力はしているのか。仮に、官のサービスが向上しないという原因として、何か制度的な障害があるのかという疑問がわくわけですが、その官、つまり役場のサービスが向上しない原因というものがどこにあるか、町側としてとらえ方をお聞きしたいなと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、今、幾つかの質問がございましたが、ちょうど12時になりましたので、ここで1時まで休憩いたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中、中村議員から質問が出ておりますので、答弁を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

3点ございますが、1点目ですが、総合スポーツセンターまた社会体育施設に指定管理制度を導入した場合、その後の方向性ということでございますが、指定管理者制度につき

ましては、すべての施設につきまして導入をするということについては、最善であるということについては考えているところではございません。

当然、その施設の設置目的ですとか、また、指定管理をした場合の有利性、また、発生する効果などを検討した上で導入を行うべきであると考えております。

したがいまして、議員御質問のように、現在、図書館や郷土資料館など指定管理を導入していない文化施設、また、病院などもございますが、利用や運営状況に応じて必要があれば個々に検討していく、そういうふうを考えているところでございます。

次に、2点目ですが、既に導入がされている施設についての検証でございますが、確かにすべての指定管理施設を同じ尺度で、その効果の検証をしているという状況ではございません。

御存じのように指定管理につきましては、基本協定に基づいて各年度の管理状況や収支実績を検証した上で、翌年度に向けた費用や管理方法の見直しを必要に応じて実施し、年度協定を締結している状況でございます。

議員からお話がありました、指定管理制度導入の総体的な検証については、今後、庁内の検証窓口を一本化して整理していくことを含めて、また、利用者の方々の御意見も参考にしながら検討をしていきたいと、そのように考えております。

それから3点目ですが、民が管理運営することによるサービスの向上に関する認識でございますが、施設の利用状況などによっては、すべての施設がそうであるとは考えてはおりません。

しかし、官、いわゆる町が行う管理運営では施設の本来の目的を果たすことを最低限の使命として、それに必要な人員配置に終始をしがちな一面がありますが、指定管理を行うことで本来の公の施設の利用目的にかなった範囲で、民間経営の感覚方法を取り入れるなど、充実したサービス、いわゆる住民の皆さんの利便性などをさらに拡充をすること、これは期待をされます。

官のほうのサービスが悪いという認識を持っていることでは決してなく、当然、指定管理施設以外の管理に当たりましては、町として住民の皆さんの福祉の向上につながるようより一層進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 質問したことに對して答えていただいたわけなのですが、今後については、いろいろ検証も含めて、また論議をしていきたいなというふうに思っているのですが、特に2番目の質問に對して、総体的検証を実施していくという御返答でしたので、その点については期待をしたいと思います。

特にですね、安定した雇用が本当に実際ふえているのかどうか、町の職員については削減をしているわけですから、その部分を超えるくらいの雇用が本当に、この指定管理者制度を導入したことによって生まれているのかどうか。そして、事業が拡大をされているのか。町民のニーズに本当にこたえたものとして、それが実証されているのかということについて、ぜひしっかりした検証を町としてもやっていただきたい。

これは議員としての責任でもありますからね。個々の議員やあるいは委員会等、議会全体として、そのことはやっていかなければならないと思いますが、その点を期待したいと思います。

さまざまな問題が内包されていると思いますので、その点についてはまた、るる討論さ

せていただきたいと思います。

以上です。

特に答弁はいりません。

○議長（渡邊政吉君） はい、ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

議場の気温が大分高くなってきました。どうぞ上着をお脱ぎになって結構でございます。

◎日程第15 議案第58号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第58号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 議案第58号の内容説明をいたします。

議案書の23ページをお開き願います。

本件は、本町が加入しております北海道町村議会議員公務災害補償等組合に、新たに北空知圏学校給食組合が加入することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約、昭和43年5月1日、地方第722号指令許可の一部を次のように変更する。

別表第1に、北空知圏学校給食組合を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法を昭和22年法律第67号、第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

なお、議案資料の32ページには規約の変更部分につきまして、新旧対照表を載せてございますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第58号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第59号

○議長（渡邊政吉君） 続きまして、日程第16 議案第59号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 議案第59号の内容説明をいたします。

議案書の24ページをお開き願います。

本件は、本町が加入しております北海道市町村総合事務組合に、議案第58号と同様、北空知圏学校給食組合が加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約、平成7年3月7日、市町村第1973号指令の一部を次のように変更する。

別表第1中、空知総合振興局(34)を空知総合振興局(35)に改め、空知中部広域連合の次に、北空知圏学校給食組合を加える。

別表第2第9項中、空知中部広域連合の次に、北空知圏学校給食組合を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法を昭和22年法律第67号、第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

なお、議案資料の33ページには規約の変更部分につきまして、新旧対照表を載せてございますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第59号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) 議案第59号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第17 議案第60号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第17 議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(河嶋田鶴枝君) 議案第60号の内容を説明いたします。

議案の25ページをお開きください。

議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されていることから、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、既に終了していることを申し添えます。

今回の総合整備計画を策定するのは、本別海、豊原、大成、本別及び泉川の五つの辺地です。

26ページから順次御説明いたします。

26ページをお開きください。

まず、本別海辺地の総合整備計画です。

辺地の人口、268人。

面積、24.3平方キロメートル。

辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町本別海。

地域の中心の位置、野付郡別海町本別海1番地56。

辺地度点数、149点。

整備を必要とする事情は、産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため、改良・舗装の必要がある。

下水道については、施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築更新を効率的に進める必要があるというものです。

整備計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間となります。

施設名は2事業となり、まず産業農林道、根室中部16号幹線農道整備事業は、事業主体名は北海道、事業費2億6,000万円。

財源内訳といたしまして、特定財源が1億3,000万円、一般財源も1億3,000万円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1億2,990万円とするものです。

次に、下水道、漁業集落排水事業、事業主体名は別海町、事業費3,660万円。

財源内訳といたしまして、特定財源が2,750万円、一般財源が910万円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を910万円とするものです。

全施設の事業費合計は2億9,660万円となります。

次に、27ページ。こちらは豊原辺地の総合整備計画です。

辺地の人口、304人。

面積、51.6平方キロメートル。

辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町豊原。

地域の中心の位置、野付郡別海町豊原29番地38。

辺地度点数、259点。

整備を必要とする事情は、産業農林道、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため、改良・舗装の必要があるというものです。

整備計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間となります。

施設名は、産業農林道、豊原南地区農道整備事業ほか2事業、事業主体名は北海道、事業費8億6,600万円。

財源内訳といたしまして、特定財源が5億4,575万円、一般財源が3億2,025万円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を3億2,020万円とするものです。

次に、28ページをお開きください。

こちらは、大成辺地の総合整備計画です。

辺地の人口、200人。

面積、28.6平方キロメートル。

辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町大成。

地域の中心の位置、野付郡別海町大成33番地5。

辺地度点数、250点。

整備を必要とする事情は、産業農林道、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため、改良・舗装の必要があるというものです。

整備計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間となります。

施設名は、産業農林道、北大成地区農道整備事業、事業主体名は北海道、事業費2億7,329万7,000円。

財源内訳といたしまして、特定財源が2億1,180万4,000円、一般財源が6,149万3,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を6,140万円とするものです。

次に、29ページ。

こちらは、本別辺地の総合整備計画です。

辺地の人口、160人。

面積、28.3平方キロメートル。

辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町本別。

地域の中心の位置、野付郡別海町本別50番地33。

辺地度点数、196点。

整備を必要とする事情は、交通道路については未改良のため、融雪期は通行不能状態になり、通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため、改良・舗装の必要があるというものです。

整備計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間となります。

施設名は2事業となり、まず交通道路、本別誘導線整備事業が事業主体名は別海町、事業費4億4,420万円。

財源内訳といたしまして、特定財源が2億8,287万円、一般財源が1億6,133万円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1億6,110万円とするものです。

次に、産業農林道、本別柏野線農道整備事業ほか1事業は、事業主体名は北海道と別海町、事業費4億6,200万円。

財源内訳といたしまして、特定財源が2億3,100万円、一般財源も2億3,100万円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を2億3,090万円とするものです。

全施設の事業費合計は9億620万円となります。

続いて、30ページをお開きください。

こちらは、泉川辺地の総合整備計画です。

辺地の人口、319人。

面積、58.7平方キロメートル。

辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町泉川。

地域の中心の位置、野付郡別海町泉川107番地52。

辺地度点数、191点。

整備を必要とする事情は、交通道路については未改良のため、融雪期は通行不能状態になり、通行及び生産物の搬出に対処するため、改良・舗装の必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため、改良・舗装の必要があるというものです。

整備計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間となります。

施設名は2事業となり、まず交通道路、泉川北4線整備事業は、事業主体名は別海町、事業費8,904万6,000円。

財源内訳といたしまして、特定財源が5,590万円、一般財源が3,314万6,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を3,000万円とするものです。

次に、産業農林道、北光進地区農道整備事業ほか1事業は、事業主体名は北海道と別海町、事業費3億8,047万8,000円。

財源内訳といたしまして、特定財源が1億9,765万円、一般財源が1億8,282万8,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1億8,180万円とするものです。

全施設の事業費合計は、4億6,952万4,000円となります。

以上で、議案第60号の内容の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第60号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第18 議案第61号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第18 議案第61号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第61号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結についての内容について御説明いたします。

議案書の31ページをお開きください。

本工事につきましては、日本下水道事業団に委託することにより実施するものでありますが、基本協定の締結に当たっては協定額が5,000万円を超えることから、工事の契約に準じ、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の御説明をいたします。

1、基本協定の目的、別海終末処理場建設工事。

2、基本協定の方法、随意契約。

3、基本協定限度額、1億1,200万円。

4、基本協定の相手方、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団、理事長谷戸善彦でございます。

次に、議案資料の35ページ、最後のページになりますが、工事の概要について御説明いたします。

事業名、特定環境保全公共下水道事業。

施行年度、平成25年度から平成26年度の2カ年で、完成は平成26年11月を計画しております。

工事内容につきましては、本工事は昭和61年度に供用開始して以来27年間稼働し、老朽・劣化が著しい機械設備、電気設備を更新するもので、主なものとしては、汚水処理を促進させるための曝気装置、最終沈殿池の汚泥掻き寄せ機などで、電気設備につきましては、それら機械を稼働させるための装置が主なものとなります。

続きまして、工事費・事業費の内訳を御説明いたします。

平成25年度は製作のみで3,400万円、平成26年度は製作と据えつけで7,800万円、合計で1億1,200万円となります。

事業費の内訳は下段の表のとおりでございますが、補助率が10分の5.5であります

ため、1番下の欄、括弧内の金額が国からの補助額になり、1億1,200万円から6,160万円を差し引いた5,040万円が別海町の負担額になります。

以上で、議案第61号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第61号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第19 報告第4号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 報告第4号平成24年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第4号の内容を説明いたします。

議案の32ページをお開き願います。

報告第4号平成24年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

本件につきましては、平成24年度別海町一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）で設定した繰越明許費について、その全額を平成25年度へ繰り越しとする繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

33ページ、こちらが平成24年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書です。

いずれの事業も金額に対し全額の繰り越し及び財源内訳は、すべて未収入特定財源となります。

上から順に御説明いたします。

まず、6款農林水産業費、1項農業費は8件で、事業名、道営一般農道整備事業北大成地区の負担金で、翌年度繰越額は2,978万6,000円。

財源内訳は町債が2,960万円、18万6,000円が一般財源です。

事業名、道営基幹農道整備事業美原東地区の負担金で、翌年度繰越額は1,687万5,000円。

財源内訳は町債が1,680万円、7万5,000円が一般財源です。

事業名、道営一般農道整備事業豊原南地区負担金で、翌年度繰越額は787万5,000円。

財源内訳は町債が780万円、7万5,000円が一般財源です。

事業名、道営基幹農道整備事業南1号地区の負担金で、翌年度繰越額は450万円。

財源内訳は450万円、全額町債です。

事業名、道営一般農道整備事業上春別第二地区、こちらも負担金で、翌年度繰越額は112万5,000円。

財源内訳は町債が110万円、2万5,000円が一般財源です。

事業名、道営一般農道整備事業桜ヶ丘地区、こちらも負担金で、翌年度繰越額は562万5,000円。

財源内訳は町債が560万円、2万5,000円が一般財源です。

事業名、基盤整備促進事業北光進地区、工事費の繰り越しで、翌年度繰越額は1,315万3,000円。

財源内訳は道支出金が666万7,000円、町債が540万円、108万6,000円が一般財源です。

事業名、基盤整備促進事業富岡南地区、こちらも工事費で、翌年度繰越額は5,137万7,000円。

財源内訳は、道支出金が2,775万円、町債が2,270万円、92万7,000円が一般財源です。

次に、4項水産業費は2件で、事業名、水産物供給基盤整備事業漁港施設機能強化事業は、道営事業による床丹漁港の整備費の負担金で、翌年度繰越額は1,000万円。

財源は1,000万円、全額町債です。

事業名、水産物産地市場衛生管理高度化施設整備事業も、道営事業による尾岱沼漁港整備費の負担金で、翌年度繰越額は643万3,000円。

財源内訳は町債が400万円、243万3,000円が一般財源です。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、防衛施設周辺障害防止事業は生産源対策に係る調査設計業務で、翌年度繰越額は1,919万2,000円。

財源は1,919万2,000円、全額受託事業収入です。

4項住宅費、事業名、公営住宅等整備事業は、西春別駅前団地1棟4戸の建築に係る経費で、翌年度繰越額は6,958万7,000円。

財源内訳は国庫支出金が3,006万円、町債が3,940万円、12万7,000円が一般財源です。

次に、10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校校舎等改修事業は、中春別小学校の避難階段設置に係る経費で、翌年度繰越額は550万円。

財源は国庫支出金が185万円、町債が360万円、5万円が一般財源です。

3項中学校費、事業名、中学校建物耐震改修事業は、中春別中学校改築1期工事分で、翌年度繰越額は1億8,797万6,000円。

財源内訳は国庫支出金が1億571万2,000円、町債が8,200万円、26万4,000円が一般財源です。

翌年度繰越事業費繰り越しは14事業で、繰越額合計は金額で4億2,900万4,000円。

翌年度繰越額も4億2,900万4,000円です。

未収入財源内訳は国庫支出金が1億3,762万2,000円、道支出金が3,441万7,000円、町債が2億3,250万円、特定財源が1,919万2,000円、一般財源が527万3,000円です。

以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

議案調査のため、6月19日の1日、休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、6月19日の1日、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、19日は各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしく願いいたします。

どうも、御苦勞様でした。

散会 午後 1時38分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員